

苦情相談

社会福祉法第82条の規定により、保育所では利用者からの苦情に対応する体制を整えています。

当保育園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び、第三者委員を設置し、苦情解決に努めることといたしていますので、お知らせいたします。

苦情解決の方法

恵光保育園では利用者の皆様から寄せられた苦情について適切な対応によりその解決に当たります。苦情および解決につきましては、個人情報に関するものや申込者が拒否した場合を除き、当ホームページに公表し保育の改善に努めます。

1. 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けています。

なお、第三者委員に直接苦情を受け付ける事もできます。

申し出は、当保育園事務局(TEL 0996-57-0845)へお気軽に申し出て下さい。

2. 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。

第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

苦情相談解決責任者 蓑牟田 陽一 [恵光保育園長]

苦情相談受付担当者 松村 周子 [主任保育士] / 岡山 晶子 [保育士]

第三者委員 下大迫 紀子[当法人評議員・民生員]

福永 城 [当法人監事]

横井 洋子 [民生員]